【労働者災害補償保険:職業性胆管がんの詳細】

(平成30年3月1日時点)

■対象者

特に次のような方

- ・過去に印刷機の洗浄・払拭作業のように、1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン等 (※)を用いた溶剤に高濃度でばく露した方
 - ※ 1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタンとは溶剤、洗浄剤等に使用されている塩素系有機溶剤です。なお、具体的な商品名ではありません。
- ・若くして胆管がんを発症した方 (胆管がんは通常、高齢者に多いとされる疾病です。)

■利用方法

労働基準監督署に労災保険の申請を行います。

労災保険の保険給付は、一定の期間請求しないでいると時効により消滅しますが、胆管がんの発症や死亡から、長期間経過している場合も、労災として認定される可能性があります。

■申請時期

胆管がんの診断を受け、仕事が原因であると考えられるとき

■よくある質問(Q&A)

Q1:どこか相談できる窓口はありますか?

A1:都道府県労働局で職業性胆管がんの電話相談を受けています。

- ・ 事業場での化学物質対策について→東京労働局健康課
- 労災請求のしくみや手続きについて→東京労働局労災補償課

(参考) 東京労働局の問い合わせ先

http://tokyo-roudoukyoku.jsite,mhlw.go,jp/roudoukyoku/roudoukyoku/organization_x,html

参考:厚生労働省労災補償ホームページ